

令和6年3月21日

伊達市長 堀井敬太様

伊達市庁舎整備検討委員会
委員長 谷口 円

伊達市庁舎整備検討委員会は、伊達市庁舎整備検討委員会条例第2条の規定に基づき、令和5年11月28日付けで諮問のあった事項について、下記のとおり答申いたします。

1 本答申の位置付け

本答申は、諮問事項のうち（1）庁舎整備の方法（建替えか改修か）について、中間答申として意見を述べます。

2 答申

当委員会において、現庁舎が抱える現状や課題を踏まえ、適切な庁舎の整備方法について慎重に審議した結果、次に掲げる理由から庁舎を建替えるべきとの意見となりました。

- ・ 現庁舎は昭和50年に建設され、使用開始から48年が経過し、耐震性が不足していること。
- ・ 建物、設備とも老朽化が著しく、維持管理に多くの経費がかかると予想されること。
- ・ 防災拠点として必要な機能が不足していること。
- ・ 職員の執務環境が劣悪で、現庁舎に空調設備を設置しても、環境負荷の低減に寄与できないこと。
- ・ 耐震改修、設備機器改修を実施しても、高額な費用がかかる上に改修後の余寿命が不明であること。
- ・ 改修では、いずれ建替えが必要になり、長期的な視点では建替えの方が費用面で有利になること。

3 その他

当委員会は、これまでの審議により庁舎整備の方法については、庁舎を建替えるべきとの意見を中間答申としてまとめました。

今後は、諮問事項（2）市役所に求められる機能について、（3）その他、庁舎整備に関することについて、に対する答申に向け、将来を見据えた視点に立って十分に審議し、意見をまとめたいと考えております。

また、庁舎建替えには多額の事業費がかかることから、今のうちから基金等へ積み立てを行うなど、将来に過度な負担とならないような対策をお願いいたします。

以上